

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成29年10月12日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都豊島区東池袋3-1-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司 電話03-3989-7658					
主たる業種	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)				細分類番号	5   8   9   1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年を基準に平成28年度の温室効果ガス排出量を1店あたり3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	平成13年に取得したISO14001推進体制のもとで、平成25年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,368.1 トン	19,659.6 トン	20,289.4 トン	20,338.8 トン	9.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,239.6 トン	19,654.1 トン	20,241.4 トン	20,293.8 トン	10.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	店舗数増加に伴い、排出量が増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (1店舗あたり)	81.64	82.90	82.70	85.82	2.65 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
		実績に対する自己評価	新たな販売仕子の導入などにより、原単位の削減に至らなかった。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		150.0 パーセント	150.0 パーセント	150.0 パーセント	150.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化					
	(27)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化					
	(28)年度	新店、改装店への省エネルギー設備投資による温室効果ガス削減に対する取組みを実施した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	会議体実施日については、公共交通機関の使用を推奨。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	会議体実施日については、公共交通機関の使用を実施した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	3.7 トン	32.0 トン	30.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	5.6 トン	48.0 トン	45.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・店頭募金において、森林保全に関する募金を実施しており、緑化活動に使われている。						
特記事項	・平成28年9月、(株)ファミリーマートと(株)サークルKサンクスが経営統合した(計画変更)。また、同年9月1日に代表者が中山勇から澤田貴司に変更された。 ・京都市内6店舗において、太陽光発電設備(能力10kw、年間合計58,294kwh)による再生可能エネルギー(電力)の供給を行う等の措置により、温室効果ガスの排出の抑制を図る取り組みを推進している。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。